

令和6年能登半島地震課題分析等委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和6年能登半島地震課題分析等委託業務

(2) 事業の目的

「令和6年能登半島地震課題分析等委託業務仕様書」のとおり。

(3) 事業内容

「令和6年能登半島地震課題分析等委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

「令和6年能登半島地震課題分析等委託業務仕様書」のとおり。

2 見積限度額

18,690千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年能登半島地震課題分析等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10日(県の閉庁日を除く。)以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとする。

(1)高知県における「令和6年度～令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等

- 関係)に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 管理技術者は技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による技術士とし、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ① 建設部門で選択科目を「都市及び地方計画」とする
 - ② 総合技術監理部門で選択科目を「建設で都市及び地方計画」とする

6 説明会

業務の内容や、プロポーザル方式による企画提案の手順を説明する。参加希望者は、説明会参加申込書(様式1)により申し込むこととする。

- (1) 開催日時 令和6年4月 26 日(金)14 時 00 分から 15 時 00 分まで
- (2) 場 所 高知県庁 厚生棟2階東会議室
- (3) 参加者数 1社当たり1名まで
- (4) 申込期限 令和6年4月 25 日(木) 17 時必着
- (5) 申込方法 電子メール 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

7 質疑と回答

質疑は令和6年4月 26 日(金)17 時までに質疑書(様式2)により持参又は電子メールで受け付ける。なお、電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

すべての質疑と回答については、令和6年5月2日(木)17 時までに、高知県南海トラフ地震対策課ホームページに掲載するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

<送付先> 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室

TEL:088-823-9386、電子メール:010201@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(様式3)及び法人概要書(様式4)に資格要件の確認書類を添えて申込みを行うこと。

(1) 参加申込書(添付書類を含む)

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和6年5月7日(火)17時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認のうえ、結果を令和6年5月9日(木)までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して14日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和6年能登半島地震課題分析等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書(様式5、様式6)を作成するものとする。

10 審査

別途定める「令和6年能登半島地震課題分析等委託業務プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会が終了した日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、全ての参加者に文書で通知する。

12 日程

令和6年4月17日(水) 募集開始

令和6年4月26日(金) 説明会

令和6年5月7日(火) 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和6年5月20日(月) 企画提案書の提出締切り

令和6年5月25日(土) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和6年6月上旬 審査結果の通知、候補者との交渉、委託契約の締結

13 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成等に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書は、委託先の選定作業以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書は、委託先を選定するために必要な範囲で複写することがある。
- (7) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する。提出書類を開示することにより、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と具体的な理由について、非開示理由の申出書(様式7)に記入し提出すること。ただし、開示・非開示の判断は、提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき高知県が客観的に判断する。

14 失格事項

次の各号に該当した場合、失格とする。

- (1) 書類の提出方法、提出期限、提出先が守られなかった場合
- (2) 提出書類に重大な不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (3) 審査委員会の委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 見積限度額を超過した見積書を提出した場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約書に定める契約保証金を県に納付しなければならない。
ただし、県が高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。(契約保証金の免除を求める場合は、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該委

託業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行したことがわかるものを提出すること。)

16 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室

TEL:088-823-9386 電子メール:010201@ken.pref.kochi.lg.jp